

私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業に係る支援金交付要領

(趣旨)

第1 私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業実施要綱（平成27年8月24日施行。以下「実施要綱」という。）第2第1項第1号に規定される事業について、私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の代理受給を実施する専修学校を設置する学校法人等（以下「学校法人等」という。）に対し、予算の範囲内において支援金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) この要領において「支援校」とは、実施要綱第3の規定による支援校をいう。
- (2) この要領において「支援対象生徒」とは、実施要綱第4の規定による支援対象生徒をいう。
- (3) この要領において「計画書」とは、実施要綱第5第3項の規定による知事の承認を受けた私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業実施計画書又は実施要綱第6第2項の規定による知事の変更の承認を受けた私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業変更実施計画書をいう。

(設置者への委任)

第3 支援対象生徒は、支援金の受領及び受領に必要な事務手続については、学校法人等に委任するものとする。

(対象経費)

第4 支援金の交付の対象となる経費は、学則等で定められた授業料とする。

(支援金の単価及び交付額)

第5 支援金の単価は、支援校が実施要綱第3第2号の規定に基づき、支援対象生徒に実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は支援校の学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。また、支援校が実施する授業料減免額が生徒一人当たり20万円（学則等で定める授業料が60万円未満の場合には、学則等で定める授業料の1/3の金額（千円未満切り捨て））を下回る場合には、支援金支給の対象外とする。

2 支援金の交付額は、前項の支援金の単価を支援対象生徒について合計した額の範囲内とする。

(支援金の交付の申請)

第6 支援金の交付を受けようとする学校法人等は、様式1による私立専修学校専門課程修学支援事業に係る支援金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を、知事に対し、その定める期日までに提出するものとする。

2 交付申請の内容は、計画書に基づくものでなければならない。交付申請の内容が、計画書と異なる場合は、当該交付申請に先立ち、実施要綱第6第2項の規定による知事の計画の変更承認を受けなければならない。

(支援金の交付の決定及び通知)

第7 知事は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等により

当該申請の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金の交付を決定するものとする。

- 2 知事は、支援金の交付を決定したときは、その内容及びこれに付した条件を、学校法人等に通知するものとする。

(支援金の交付の条件)

第8 支援金の交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 受領した支援金をその有する支援対象生徒の授業料に係る債権の弁済に充てるとともに、支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、支援金の授受に関する全ての関係書類とともに支援金を受領した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
- (2) 支援金の交付に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。
- (3) その設置する支援校の授業料の額を変更したときは、授業料の額を証明する書類(学則その他)の写しを速やかに知事に提出しなければならない。
- (4) その設置する支援校に在籍する支援対象生徒に対して、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに知事に届け出なければならない。

(交付の変更)

第9 学校法人等は、第7第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式2による私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業に係る支援金変更交付申請書(以下「変更交付申請書」という。)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 変更交付申請の内容は、計画書に基づくものでなければならない。変更交付申請の内容が、計画書と異なる場合は、当該変更交付申請に先立ち、実施要綱第5第3項の規定による知事の計画の承認、又は実施要綱第6第2項の規定による知事の計画変更承認を受けなければならない。
- 3 知事は、1項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。
- 4 知事は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。
- 5 知事は、支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を学校法人等に通知するものとする。

(実績報告)

第10 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書(以下「報告書」という。)の様式は、様式3によるものとし、その提出部数は1部とする。

- 2 前項の報告書には、支援金が支援対象生徒の授業料に充当されたことを証明する証跡書類を添付させるものとする。ただし、申請者がこれらの書類を提出することができない場合であって、知事が特別の理由があると認めるときは、別に定めるところによるものとする。

(支援金の交付方法)

第11 支援金は、規則第13条に規定する支援金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は支援事業遂行上必要があると認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付することがある。

- 2 概算払で交付を受けようとする者は、様式4による私立専修学校専門課程修学支援実証研究事業に係る支援金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(決定の取消等)

第 12 知事は、規則第 16 条第 1 項の規定により、交付金の交付の決定を受けた者が次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 8 第 1 項に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 学校法人等が、法令、本要領、支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要領に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 学校法人等が、交付を受けた支援金を修学支援以外の用途に使用した場合
- (3) 学校法人等が、支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 前項の規定は、支援事業について交付すべき支援金の額の確定があった後においても適用することができる。

(支援金の返還)

第 13 知事は、支援金の交付を取り消した場合において、支援事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているときは、規則第 17 条第 1 項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、支援対象生徒が、学校法人等から休学・退学等の理由により授業料を返納された場合において、すでに当該生徒に係る支援金が交付されているときは、当該学校法人等に対し、期限を定めて、すでに交付した支援金の全額の返還を命ずるものとする。ただし、学校法人等から支援対象生徒への返納額を上限額とする。
- 4 学校法人等が既納の授業料を支援対象生徒に返納しないことを定めている場合には、前項の規定は適用しない。

(学校法人等の責務)

第 14 学校法人等は、支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する施策に協力しなければならない。

附 則

この要領は、平成 27 年 8 月 24 日から施行し、平成 27 年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 9 月 6 日から施行し、平成 28 年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 6 月 19 日から施行し、平成 30 年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 6 月 19 日から施行し、令和元年度の事業から適用する。